

会報

いしかわ

2010.8月 No.48



「全国子供歌舞伎フェスティバルin小松」
(歌舞伎十八番の内 勸進帳)



石川県行政書士会

目次

| | |
|---|----|
| ご挨拶 | 1 |
| 石川県行政書士会会長 宮川外茂次 日本行政書士会連合会会長 北山 孝次 石川県知事 谷本 正憲 | |
| 平成22年度定時総会 | 4 |
| 平成22年度日本行政書士会連合会 定時総会報告 | 6 |
| 平成22年度日本行政書士会連合会 中部地方協議会定時総会報告 | 7 |
| 政治連盟の課題 | 8 |
| パブリシティ 新聞報道等 平成22年度 第1回理事・支部長合同会議 開催 | 9 |
| 平成22年度事業計画 | 10 |
| 小松支部特集 事務所紹介(小松支部) | 12 |
| 支部だより(金沢・七尾・輪島) | 14 |
| 平成22年度研修計画について | 16 |
| 成年後見サポートセンターNEWS | 18 |
| 成年後見制度Q&A | 20 |
| 改正農地法について | 22 |
| 女性行政書士交流会 | 23 |
| 会員のコーナー | 24 |
| 新入会員の紹介 | 26 |
| 会務日誌 | 28 |
| 会員移動 | 30 |
| 編集後記 | |

第12回全国子供歌舞伎フェスティバル in小松



【表紙写真説明】

平成 22年 5月 15日 ~16日

「こまつ芸術劇場うらら」にて開催

全国に「歌舞伎のまち小松」を発信するために
1999年にスタートしたもの。

第12回となる今年は、過去3回出演経験のある埼玉県・小鹿野町子ども歌舞伎をゲストに、小松市の「勸進帳」と併せて上演された。また、小松市制70周年でもある今年は、曳山子供歌舞伎より当番町である「八日市」「寺町」の子供歌舞伎も参加し、上演された。

ご挨拶

石川県行政書士会 会長 宮川 外茂次



皆様には日ごろから石川県行政書士会の運営にご協力いただきました、各種事業や行事にご参加をいただき、厚く御礼を申し上げる次第であります。さらに、先般の平成 22 年度定時総会並びに行政書士法制定 60 周年記念式典におきましては、昨年 5 月に会長に就任して初めての総会が記念すべき総会となり不慣れな中で緊張しましたが皆様のご協力をもちまして盛会に開催させていただきましたことを合わせて感謝申し上げます。

行政書士法制定 60 周年記念式典を記念しまして、行政書士制度について極めて高い見識を持っておられる中央大学法科大学院の安念潤司教授をお迎えし講演会を開催しました。式典には石川県知事谷本正憲様のご出席に加えて石川行政評価事務所の菅沼所長を初めてお迎えすることができ大変光栄に思っておりますし今後の行政評価事務所との協力関係強化に大きく前進することが期待されます。また、日本行政書士会連合会の北山会長や日本行政書士政治連盟の畑会長、県内各友誼士業団体や中部地方各県行政書士会の代表の方々そして日ごろから行政書士制度や申請手続きの改善のためご協力いただいている県議会顧問議員団の方々にご出席頂きました。今回の式典及び総会にご臨席賜りましたご来賓の皆様には会員を代表いたしまして改めて心より御礼申し上げます。

さて、昨年皆様のご協力により会長にさせていただきまして 1 年が過ぎました。私にとりましては、初めてのことばかりで、あっという間の今日であります。しかしながら、前会長の会運営を引き継ぎ、目指すところを共有していましたが、皆様には会長交代による会運営の停滞や事務手続きの遅れなどでご迷惑をおかけすることは出来ないとして昨年総会当日に早速組織決定の理事会を開催し継続性のある会運営を進めました。また、各種の事業内容におきましても皆様のご協力をいただきながら順調に成果を上げることができたのではないかと皆様にご感謝をしているところでございます。

具体的にはまず第一に会員の職域確保拡大における基本的な方策は会員各位の基礎体力の構築であるとの思いから、本会の研修会の充実と各支部での研修会の積極的開催に力を注ぎました。年間 6 回の各種研修会の実施に加え日行連が開催する各種実務研修会へ複数会員の出席に取り組み、また支部へは研修会の複数回開催をお願いし開催日の工夫も合わせて検討してまいりました。日行連研修所主催の新入会員研修へは、該当会員に積極的な参加要請を行うとともに旅費援助等を行いました。また、昨年度から「会員のための業務及び事務所経営相談会」を実施し、新入会員や一般会員の業務経験不足による不安解消の手助けに取り組みました。

今年度は、より一層会員各位からの希望研修内容をつのり、会員のニーズにあった研修会を開催したいと考えております。今回の総会でも研修項目についての要望もありましたので積極的なご意見として取り組みたいと思っています。各種の研修を通じて許認可申請のスペシャリストになっていただきた

いと思いますが、もう一方顧客企業や地域にとっての総務課や街の法律家と言われるような広い知識と見識を身につけて頂きたいと思っています。コンサルティング能力を高め「企業や地域から必要とされる行政書士」を目指したいと思っていますし、「勝ち残れる行政書士」になって頂きたいと思っています。そのための事業に取り組みたいと思っています。

もう 1 つの柱は社会貢献であります。私たち行政書士の社会貢献としてはこれまで毎年 10 月の電話相談や毎月の無料許認可手続き相談などをおこなってきました。また、昨年 3 月新たな事業として成年後見サポートセンターを発足させ、今日までの順調な成果により全国的に先進的な成年後見の取り組みとして評価されております。当会では、引き続きこの成年後見サポートセンターの取り組みを強化し、加賀地区や能登地区でも家庭裁判所からの成年後見人の推薦要請に応えられる人的能力や組織的能力の向上を目指したいと思っています。会員各位の一層のご協力をお願いいたします。また、業務の拡大確保や社会貢献をすすめる一環として、近年各地で要請が増加している「公民館や地域の集会場での成年後見、相続、遺言、消費契約等の講演や無料相談会」の開催に向けて取り組みを強化したいと思っています。

行政書士の社会的評価の高まりは、私たちにこれまで以上のコンプライアンスを求めることとなります。顧客や社会は行政書士会会員を国家資格者として高レベルの知識や見識そしてコンプライアンスを備えていると思っておられます。常にこのことを意識しながら業務に取り組んでいただくことをお願いいたします。私どもも機会あるたびに会員のコンプライアンス意識向上に向け努力をしていきます。

裁判外紛争解決機関 (ADR) 認証に関しては、隣接法律専門職としてや準司法への参加を目指す行政書士としては多くの単位会の認証取得が必要となることも事実です。当会として常に取り組むことができる体制の確立を目指し、調停人の確保のための研修や施設についての研究を継続することとします。

新年度においても、経済的・政治的不安定は続いており、行政書士の事務所運営を取り巻く環境は決して改善される状況にはなく、むしろより厳しくなることすら予想されます。一方、厳しい環境下で経営を続けている顧客企業では不採算部門や間接業務部門のリストラでしどろいであり、いわゆる総務、庶務部門のアウトソーシングが増加するとも言われております。私ども行政書士がその受け皿として最も汎用性があることを自覚し、そのノウハウを身につけ「必要とされる行政書士」「勝ち残れる行政書士」になっていただくための各種事業を推進する決意です。会員各位のご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、会員各位のご健勝と益々のご発展を祈念申し上げますとともに、行政書士制度並びに石川県行政書士会の一層の発展を期し今後とも格別のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

祝 辞



日本行政書士会連合会 会長 北山 孝次

本日は、石川県行政書士会の平成 22 年度定時総会にお招き頂き有難うございます。

日頃より宮川会長をはじめ、会員の皆様には日本行政書士会連合会の運営にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

昨年の総会で会長に選出していただいて以来、新執行部は法改正の実現に向けて全力で対応してまいりました。その中で、法改正要望の一つであった「行政書士会が行う官民からの業務受託」については、総務省からの有権解釈を得て、法改正によらずして一定の目的を達することができました。これは、長年にわたる各単位会の業務受託への取り組みの賜物と深く感謝申し上げます。今後は「行政不服審査法における不服申立ての代理権の付与」を法改正最重要要望項目として、その実現に全力で臨んでまいります。

私は会長選挙への立候補以来、「勝ち残る行政書士」というキーワードを使って、日行連として展開すべき施策について提案してまいりました。法改正により行政書士制度を確固たるものとする一方、各種の施策を講じていく必要があります。

来る日行連の平成 22 年度定時総会にも提案することとしておりますが、法改正以外の主な施策について紹介いたします。

まず、近年、ややもすると権利義務・事実証明に関する業務、更に ADR センターや成年後見といった社会貢献事業に係わる事業に重点を置いてきましたが、許認可・届出等の業務の基盤の確保、拡大の実現の上に立った事業であることを再認識しなければなりません。本年度はその観点から自動車保有手続ワンストップサービスシステムいわゆる OSS のための会員向け大量申請用ソフトウェアの開発に取り組むほか、電子証明書発行事業の充実や地方自治体向けの電子申請を推進するなど、行政手続の専門家としての立場を更に強固なものとしてまいります。

権利義務・事実証明に関する業務や ADR センターや成年後見についても、次のような方針で臨んでまいります。

権利義務・事実証明に関する業務に従事する会員が増加しております。弁護士業務との業際でもあり、会員が安心して業務に傾注できるよう、日行連としての定見を示してまいります。

ADR については、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の制定に際して、行政書士等の代理人としての活用のあり方に関して、その手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討されるべきとされておりました。その見直し時期が平成二十四年四月であり、東京会をはじめとする ADR センターが実働を始めたことから、ADR 手続代理権獲得のための活動を本格化してまいります。

成年後見については、来る日行連定時総会に諮り単位会や各地域で NPO 等の組織で取り組まれてきた活動の統一化を図り、対外的な信用・信頼性を確保する意味から日行連が推進する成年後見に係る一般社団法人を設立し、取り組む会員への支援をしてまいります。

来年は、行政書士法制定六十周年を迎えます。激動の時代にあつて、行政書士が国民と行政からより一層信頼されるよう、更なる制度の充実に向けて引き続きご支援をお願いする次第であります。

最後になりましたが、石川県行政書士会のますますのご発展と会員各位のご多幸を祈念し、祝辞とさせていただきます。

行政書士法制度 60 周年 記念式典 祝辞



石川県知事 谷本 正憲

本日、ここに行政書士法制定 60 周年記念式典が開催されますことを心からお慶び申し上げます。

また、先程、長年にわたる職務へのご功績により、栄えある表彰を受けられました皆様方には、心からお祝いを申し上げますとともに、本日の表彰を契機に、より一層のご活躍を期待しております。

さて、昭和 26 年 3 月に行政書士法が施行されて以来、来年で 60 周年を迎えるわけですが、石川県行政書士会におかれましては、会員数 300 名を超える充実した会に発展を遂げられ、会員の皆様方は、県民の皆様と行政をつなぐ懸け橋として、また県民に最も身近な法律の専門家として、欠くことのできない存在となっております。

これもひとえに、石川県行政書士会並びに会員の皆様方が業務に精励され、県民の信頼に添えてこられた賜であり、深く敬意を表する次第であります。

また、毎月開催されている無料相談会は、日常生活の中で発生するさまざまな問題や諸手続について、県民の皆様が気軽に相談できる場

となっているとお聞きしており、地域の頼れるアドバイザーとしての皆様方のご活躍を大変心強く思っております。

さらに、貴会におかれましては、昨年 3 月には、判断能力が低下した高齢者や障害者の権利を守る「成年後見制度」をより多くの方々に利用していただくため、「成年後見サポートセンター」を設置し、既に 8 名の方が後見人に選任されてご活躍されているとともに、今後、相談業務や成年後見人の育成に向けた取り組みをより一層充実していくと伺っており、皆様のご尽力に改めて敬意を表したいと思います。

さて、県民の皆様の行政サービスへのニーズが多様化している中、県民の皆様と行政をつなぐ役割を担っていただく行政書士の皆様方に寄せられる期待は、これまで以上に大きいものがあると思います。今後とも、職務の重要性と公共性を十分にご認識いただき、県政の発展にお力添えをいただくことをお願い申し上げます。

最後に、設立 60 年の節目を迎えられる石川県行政書士会が今後ますます発展されますことと会員の皆様方のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。お祝いの言葉といたします。

平成 22 年度定時総会

行政書士法制定 60 周年記念講演・式典 報告

総務部副部長 濱田隆弘

平成 22 年 5 月 22 日 (土) 金沢市堀川新町 1-1 のホテル金沢において、平成 22 年度定時総会が総会員数 327 名のうち出席者 209 名 (本人出席 69 名、委任状出席 140 名) で開催された。

濱田隆弘総務部副部長が司会者となり、式次第にしたがい八木副会長が開会のことばを述べ、引き続き宮川会長の挨拶が行われた。挨拶の中で、平成 21 年度の石川県行政書士会の各事業活動に関する実施状況につき詳細にわたる報告をなし、会員の活動協力への謝辞を述べた。併せて日本行政書士連合会等の活動状況に関する報告をし、平成 22 年度の事業活動計画の概要を説明したうえで、本総会における活発で有意義な討議を求め、開会の挨拶を終えた。

議長に寺田隆会員 (金沢支部)、副議長に土生晃恵会員 (金沢支部) が選出され、議案審議に入った。

第 1 号議案 平成 21 年度事業報告並びに承認について

第 2 号議案 平成 21 年度決算報告並びに承認について

監事を代表し、谷口勇一監事 (加賀支部) より監査報告が行われた。

第 1 号議案、第 2 号議案を一括審議とし、質疑の後、賛成多数で可決承認された。

第 3 号議案 平成 22 年度事業計画提案並びに承認について

第 4 号議案 平成 22 年度予算提案並びに承認について

第 3 号議案、第 4 号議案を一括審議とし、質疑の後、賛成多数で可決承認された。

第 5 号議案 平成 22 年度日行連・中地協総会代議員選任について

質疑の後、賛成多数で可決承認された。

第 6 号議案 平成 22 年度借入金の最高限度額決定について

質疑の後、賛成多数で可決承認された。

第 7 号議案 その他

星野喜明会員 (金沢支部) に対する処分決定の経緯についての的場晴次副会長より説明がなされた。

◎行政書士法制定 60 周年記念講演

宮川会長の挨拶の後、日本行政書士政治連盟畑光会長から講師である安念潤司中央大学法科大学院教授の紹介が行われ「行政書士制度と規制緩和に関して」と題して記念講演が行われた。

◎行政書士法制定 60 周年記念式典

記念講演に引き続き、功労者に対して知事表彰、会長表彰及び補助者表彰の授与式が挙行された。

○物故会員への黙祷

○会長式辞

平成 22 年度 石川県行政書士会 定時総会
行政書士法制定 60 周年記念講演・式典



開会のあいさつ：宮川外茂次会長



○知事表彰受賞者

◇業務歴通算 30 年以上

| | |
|--------------|--------------|
| 長永 勇 (金沢支部) | 岡本 義行 (金沢支部) |
| 小笠原秋州 (金沢支部) | 小林 彦幸 (小松支部) |
| 畠 善寛 (金沢支部) | 菅原 博之 (小松支部) |
| 西端 由雄 (金沢支部) | 荒谷 慶一 (加賀支部) |
| 香林 和子 (金沢支部) | 津田 亨 (七尾支部) |
| 後出 博敏 (金沢支部) | 春成 泰 (七尾支部) |
| 竹野 慶治 (金沢支部) | |

◇役員歴通算 10 年以上

| | |
|--------------|--------------|
| 的場 晴次 (金沢支部) | 大森千歌子 (輪島支部) |
| 酒谷 信嗣 (加賀支部) | 八木 史郎 (輪島支部) |
| 波座 行一 (輪島支部) | |

○会長表彰受賞者

◇業務歴通算 20 年以上

| | |
|--------------|--------------|
| 藤井 國穂 (金沢支部) | 茅野 勇平 (金沢支部) |
|--------------|--------------|

○優良補助者表彰受賞者

元屋 暁子 (宮川行政書士事務所)
山本 朋恵 (西端行政書士事務所)
北川 一美 (西端行政書士事務所)
武部 朱美 (西端行政書士事務所)
田谷有美香 (西端行政書士事務所)

○祝辞

石川県知事 谷本正憲
石川行政評価事務所長 菅沼史典
石川県議会議員顧問団 稲村建男
石川県土地家屋調査士会会長 小林彦幸
日本行政書士会連合会会長 北山孝次

○その他来賓

日本公認会計士協会北陸会石川県部会部会長 松木浩一
金沢公証人合同役場公証人 梶山雅信
石川県司法書士会副会長 皆川容徳
北陸税理士会石川県支部連絡協議会副会長 東野秀樹
石川県社会保険労務士会副会長 金森 衛
日本行政書士会連合会中部地方協議会副会長 大橋一成
愛知県行政書士会副会長 山田高嗣
三重県行政書士会副会長 青木明紀
富山県行政書士会副会長 松原 武
福井県行政書士会副会長 赤土 勝

○祝電披露

山崎正美金沢弁護士会会長他 10 通

◎懇親会

式典終了後、来賓の方々多数ご出席のもと、懇親会が開催された。



定時総会議長団



祝辞：谷本正憲知事



畑光日政連会長



知事表彰状授与式



記念講演：安念潤司教授

平成 22 年度日本行政書士会連合会 定時総会報告

副会長 丁子泰征

平成 22 年度日本行政書士会連合会定時総会は本年 6 月 17 日(木)、18 日(金)岡山県岡山市「岡山プラザホテル」で開催された。

当会より、宮川外茂次会長、茅野勇平名誉会長、的場晴次副会長、榊喜弘副会長、丁子泰征副会長が出席した。定時総会に先立ち、総務省の佐村知子大臣官房審議官、岡山県の石井正弘県知事等のご臨席のもと、宮川外茂次日行連総務部次長(当会会長)の司会で、行政書士法制定 60 周年記念式典で総務大臣表彰・連合会会長表彰の表彰状授与式が行なわれた。

当会から荒谷慶一会員が総務大臣表彰を受賞し、河越俊雄会員、杉本喜和会員、佐々木長正会員が日行連会長表彰を受賞した。

定時総会では、執行部提案の下記議案について各单位会から 128 件の質問書(当会からは 7 件)が提出され、執行部の答弁と、さらに激しい再質問、それに対する再答弁を経て審議結果、すべての議案が可決承認された。

第 1 号議案 平成 21 年度事業報告

第 2 号議案 平成 21 年度決算報告

第 3 号議案 平成 22 年度事業計画(案)

第 4 号議案 成年後見に係る一般社団法人を設立する件

第 5 号議案 平成 22 年度予算(案)

第 6 号議案 日本行政書士会連合会会則一部改正(案)

第 7 号議案 日本行政書士会連合会役員選任規則の一部改正(案)

特に、第 4 号議案の成年後見に係る一般社団法人を設立する件と、これに係る一般社団法人へ日行連が寄付金支出に 2 千万円が計上されていることについて、厳しい質問が集中した。

当会からの質問書は「許認可業務の確保・拡大」「成年後見に関する新たな一般社団法人設立について」「改正の推進」および「申請取次関係研修の実施」等で、申請取次関係研修に関しては、研修開催場所について「各地協の単位会で順次研修会を開催する等の検討」と、さらに「土日開催の検討」を要求した。執行からは、現行開催場所は「採算面を考慮した結果」であり、「各地協の単位会で順次研修会を開催」は今検討するものの直ちに実施は難しいこと、また「土日開催」については入管当局の講師の事情により実施困難との答弁があった。

なお、今年度の行政書士制度 PR ポスターのモデルは、今年 1 月から 3 月まで放映されたテレビドラマ「上カバチ」で行政書士事務所所長役を演じた、俳優・歌手の中村雅俊さんが努めることとなり、定時総会の懇親会場で披露され、本人より「行政書士をもっと世の中に知ってもらうために、頑張ります」と挨拶があった。



平成 22 年度日本行政書士会連合会 中部地方協議会定時総会報告

業務指導部副部長 向井隆郎

1. 議案審議について

平成 22 年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会が、平成 22 年 6 月 4 日(金)午後 3 時 00 分より、福井県の勝山ニューホテル(福井県勝山市)において開催された。当会から、宮川外茂次会長(中地協副会長)、的場晴次副会長(会長代理)、向井隆郎業務指導部副部長(総会代議員)、濱田隆弘総務部副部長(総会代議員)、永倉幸司理事(総会オブザーバー)、寺分努理事(総会オブザーバー)が出席した。

総会構成員 42 名(来賓 3 名、役員 10 名、構成員 27 名)、オブザーバー 13 名、事務局職員 7 名の合計 60 名が出席した。

- 第 1 号議案 平成 21 年度 事業概要報告の件
- 第 2 号議案 平成 21 年度 決算報告承認の件
- 第 3 号議案 平成 22 年度 事業計画(案)承認の件
- 第 4 号議案 平成 22 年度 予算(案)承認の件

上記議案審議において、第 1 号議案から第 4 号議案まで原案どおり承認された。次年度の総会開催地が岐阜県であることが確認され、閉会となった。また、総会に先立ち行政書士法制定 60 周年記念表彰の授与も行われ、53 名の会員が表彰された。

2. 意見交換会について

定時総会に引き続き、各単位会より提出された意見要望書に基づき意見交換会が行われた。三重県行政書士会から、「会員への苦情に対する部署について」と題した意見要望者が提出され、依頼者等から会員に対する苦情が寄せられた場合の対応について、意見交換が行われた。

各単位会とも、概ね特別な機関を設置せず、苦情の種類に応じて担当副会長や各部において処理しているとの報告がなされた。具体的には、「苦情のあった会員から直接事情を聞き、対応している。」「苦情は年間数件程度である。」といった報告が多くあった。この件について、日本行政書士会連合会北山孝次会長より、大阪府行政書士会での取扱いとしながらも、苦情処理委員会を設置し、積極的な取組みをしていることが報告された。

また、当会から、口頭で行政書士申請取次研修会の開催地について、北陸での開催を検討してもらうよう、要望がなされた。開催地の増加については、努力するとしながらも、北陸での開催は困難であるとの見解であった。

その後も、活発な意見交換がなされ、終了した。

懇親会では、開催地である勝山市の山岸正裕市長の出席があり、無形民族文化財である「勝山左義長」が被露されるなど、和やかな雰囲気の中、親睦を深めた。



政治連盟の課題

石川県行政書士政治連盟幹事長 的場晴次

日本行政書士政治連盟平成22年度定期大会は6月18日岡山市内の岡山プラザホテルで開催され、平成22年度運動方針・予算案等の全議案が可決承認されました。

今大会の冒頭で畑光日政連会長は挨拶の中で、日本行政書士政治連盟が創設されてから今年で30周年を迎えたとの報告がありました。

会員の皆様は既にご存じのように、日政連は日本行政書士会連合会の要請を受けて、行政書士法の改正に取り組むための政治団体として設立されました。そして、この30年間に日行連・日政連の働きかけで数回に渡る法改正がなされてきました。

特に日行連・日政連がその力を発揮したのは平成17年に当時の規制改革委員会が行政書士の業務独占廃止を打ち出し、業務独占から名称独占に法改正を行おうとした政府の動きを止めたことでした。この業務独占廃止を阻止するために、行政書士の受験資格の撤廃と法定報酬額の排除という犠牲を伴いましたが全国30都道府県を超える議会から業務独占廃止撤廃の請願が議会で議決され、内閣・衆議院・参議院にその請願が送られたことが、大きな力となりました。

また、弁理士法改正に端を発した行政書士の代理権の獲得には石川県選出で当時自民党幹事長であったが議士の力添えで、法改正を実現したことは記憶に新しいところです。

このように、政治連盟の活動に基づく法改正の恩恵は、全国全ての行政書士にもたらしていますが、政治信条、思想の自由の建前から政治連盟に加入をせず、会費を納入しないで恩恵だけを享受している会員がいることに残念な思いが致します。

今、石川県行政書士政治連盟では、日行連・日政連が掲げる司法参入の一環として、行政不服審査法の代理権獲得を、大きな課題の一つとして捉え、その実現に全力を注いでいます。

会員の皆様におかれましては、本政治連盟は行政書士の業務拡大と社会的評価を高めることを目標に、改正実現のための政治活動を行っていることに是非ともご理解をいただき、全ての会員の方が本政治連盟にご加入下さいますようお願い申し上げます、今後の課題解決のため努力をして参りたいと思います。

パブリシティ

新聞報道されました!

成年後見制度の普及活動を推進
 県行政書士会が総会
 度定時総会では、金沢市のホテル金沢で開かれ、成年後見制度の普及活動などの事業計画を決定した。行政書士法制定60周年記念会典も併せて行われた。総会では宮川外茂次会長があいさつした。式典では長年業界や会で活躍した会員が知事表彰を受け、安全朝岡中央大法学部教授が「行政書士制度と規制緩和」に関して一と題して講演した。知事表彰を受けたのは次の皆さん。
 行政書士会連合会副会長 的場晴次
 行政書士会連合会副会長 小笠原隆
 行政書士会連合会副会長 小笠原隆
 行政書士会連合会副会長 小笠原隆

▲北國新聞 提供
 平成22年5月23日付 朝刊

行政書士法制定60周年記念式典
 金沢市県内会館
 県行政書士会主催の行政書士法制定60周年記念式典が二十二年



行政書士法制定60周年を祝った記念式典。金沢市で

▲北陸中日新聞 提供
 平成22年5月23日付 朝刊

日、ホテル金沢であ
 り、会場は十人が行
 政手続の専門家とし
 て信頼を築いた歴史
 と、役割の重さを感じ
 をはせた。
 宮川外茂次会長は、
 一九五二（昭和二十
 六年）に制定後も三十
 数年改正された同法を
 引き継いで、先達の努
 めに感謝し、時代が求
 める行政書士制度にな
 るよう後進力を奮わ
 せたいと
 式辞。北山
 孝次・日本
 行政書士連
 合会長や谷
 本正憲知事
 が祝辞を述べた。
 式典では長年業界や
 会で活躍した会員が
 知事表彰を受け、安全
 朝岡中央大法学部教
 授が「行政書士制度と
 規制緩和」に関して一
 と題して講演した。知
 事表彰を受けたのは
 次の皆さん。
 行政書士会連合会副
 会長 的場晴次
 行政書士会連合会副
 会長 小笠原隆
 行政書士会連合会副
 会長 小笠原隆
 行政書士会連合会副
 会長 小笠原隆

平成 22 年度 第 1 回理事・支部長合同会議 開催

広報部長 河越 俊雄

平成 22 年 7 月 17 日 (土) 午後 1 時 30 分、石川県地場産業振興センター本館第 8 会議室において、理事構成委員 25 名のうち 22 名が出席し、平成 22 年度第 1 回理事・支部長合同会議が開催されました。宮川会長の挨拶の後、下記事項について、報告及び審議が行われました。なお、会議に先立ち、日行連、中地協の伝達表彰が行われました。

総務大臣表彰 荒谷慶一 (加賀支部)
日行連会長表彰 河越俊雄 (金沢支部) 佐々木長正 (加賀支部)
杉本喜和 (七尾支部)
中地協会会長表彰 的場晴次、丁子泰征 (以上金沢支部)
榊 喜弘 (小松支部)、八木史郎 (輪島支部)

報告事項

1. 中地協総会報告
 2. 日行連総会報告
 3. 星野会員の裁判に関する件
 4. その他 (石川県土業団体協議会に関する件)
- 以上各担当者から報告がありました。

協議事項

会費納入に関する会則改正の件 (中途退会者の会費返還に関する件)
会則改正、規則改正を含め検討することに決定しました。

審議事項

1. 平成 22 年度各部・各委員会
活動報告及び事業計画
総務部、経理部、法規企画部、広報部、業務指導部、監察部、
試験対策委員会、ICT 特別委員会、ADR 設置特別委員会、申請取次管理委員会

以上、各部長、各委員長から説明が行われ、質疑の後、慎重審議の結果、議案通り承認可決されました。



平成 22 年度事業計画

(1) 総務部

- ・行政書士の品位保持と法令遵守の徹底
コンプライアンスに関する研修会の開催
- ・国・県等との関係強化
- ・日行連・中地協との連携推進
日行連と中地協連絡会議の開催（11月中旬金沢開催）
- ・他士業との連携推進
士業団体協議会の開催
- ・総会・理事会等諸会議の開催
- ・行政書士開業セミナーの開催
- ・事務局の管理・運営
- ・60周年記念事業の実施
- ・会員向け業務及び事務所経営相談会の開催
- ・他の部、委員会に属さない事業の実施

(2) 経理部

- ・会費未納状況の把握と、会費納入の推進に努める
- ・予算・決算の適正管理と経費の削減、事務処理体制の充実に努める
- ・ガラス張り収支、経理審査体制の充実、財政の健全化に努める

(3) 法規・企画部

- ・会員名簿（H22年度版）の整備及び配布（配信）
- ・法規集の整備及び配布（配信）
個人情報保護規則の検討、各部・各委員会の規則の整備
- ・60周年記念事業の実施
記念品（クリアファイルの配布）

(4) 広報部

- ・「会報いしかわ」の発行（第48号、第49号）
- ・行政書士広報月間（平成22年10月1日～10月31日）の活動
電話による無料相談会（10月1日～3日）監察部と連携
面談による各支部無料相談会（県下6会場）
市町広報誌掲載依頼、北國新聞・北陸中日新聞広告掲載、テレビCM、
片町マルチビジョン広告、市町広報誌広告掲載（白山市、小松市）
パブリシティ（無料記事の掲載、報道）の活用
各報道機関を訪問し取材依頼、テレビの情報番組の出演

- ・北國新聞広告の掲載(1月)、行政書士業務、指名願等について PR
- ・FM ラジオ CM (10月～2月) 行政書士業務を PR
- ・毎月の無料相談会の案内シールの作成(ポスター貼付用)

(5) 業務指導部

- ・業務研修の開催
- ・会員に対する業務情報の提供及び業務指導の充実
- ・日行連・中地協主催の業務研修会への参加
- ・業務関係官庁との関係強化
- ・成年後見制度活用の促進等社会貢献活動を通じ、行政書士の社会的認知と評価向上のため、関連する業務研修及び指導の充実
- ・電子申請業務の調査研究及び会員に対する指導

(6) 監察部

- ・会員に対する法令遵守の指導
- ・非行政書士行為にかかる調査及び対策
- ・行政書士広報月間の支援
- ・関係官庁との連携強化
農業委員会に対し窓口規制の強化を依頼及び申請書の実態調査
官公署に対し警告プレートの設置及びポスター掲示の依頼
- ・職務上請求書の管理及び適正使用の指導

(7) ICT 特別委員会

- ・自治体の電子申請対応に関する情報収集・提言・研究
- ・web サイトの管理運営
- ・行政書士会内部の電子化の推進
行政書士用電子証明書の普及促進、電子会議の検討

(8) 裁判外紛争処理 (ADR) 機関設置特別委員会

- ・ADR 事業について、日行連及び他の単位会の活動を参考に調査・研究

(9) 申請取次管理委員会

- ・申請取次行政書士の管理運営を適切に行う



小松支部 特集

小松支部長 北村 國博

小松支部の紹介・組織・活動報告等について

平素は当支部活動に対して、深いご理解とご高配を賜り、誠に有難うございます。この度、小松支部の紹介について、会報の原稿依頼をいただき、重ねて恐縮いたしております。折角の機会なので、当支部に関して紙面の許す限り、その紹介をしたいと存じます。



小松支部の組織

支部構成の会員数は今日現在で 40 名に達しています。役員会の組織形態は支部長以下、副支部長 1 名 幹事 4 名、監査 1 名の少数精鋭で構成されており、年に 4～5 回の役員会を開き、合議制に依り重要案件の審議・決定・執行に務めています。役員任期は 2 年。幹事の中に会計担当を置き、事務局的な機能を兼務しています。

主な活動報告

特に、本年度の総会で会員から提案された案件は、①支部主催の実務研修会の内容充実（相続遺言を絡めた成年後見分野に力点を置く）②能美市無料相談会の定期開催（新規事業）③自治体の行政無線放送・広幸誌・ケーブルテレビ・チラシ・HP 等の媒体を通じて「行政書士無料相談会」の市民周知の PR ④社会福祉協議会・特別養護老人施設・地域公民館・老人会等を通じての「行政書士出前講座」の取組 ⑤小松市農業委員会の窓口における「非行政書士の規制強化」の取組⑥支部会員の氏名・連絡先を明記した啓発チラシ×アクリル板パネルの窓口設置の要望 ⑦ 10 月の広報月間における無料相談会の相談員支援補充体制の強化 無料相談会 PR チラシ作成等があります。これらの課題は、ひとつずつ着実に実行できるよう、先輩諸先生方の意見等を尊重・拝聴しながら役員一同前向きに取り組んで行こうと考えています。特に、無料相談会においては、比較的経験の浅い会員の先生方と中堅の先生方を組み合わせて 2 名の当番制にしております若い先生方にも実践の場を通じて、行政書士業務を実感し体得してもらう目的でこのようにさせていただきました。総括すれば、今年度は、特に行政書士としての「社会的貢献」を意識し、自治体・社会福祉協議会等の広報媒体に便乗させて、行政書士制度の PR をし、そのプロセスの中で新人会員の実践研修・支部会員の職域確保及び業として成り立つ行政書士の生き方について具体的な取組を推進していきたいと考えています。

能美市行政書士無料相談会（新規事業）

今年 6 月 17 日（木）から新規に開催された能美市行政書士無料相談会は、初回から多くの市民の関心を誘いました。午後 1 時 30 分から 3 時 30 分までの間に、事前予約制で 3 名の市民が相談に来られました。その主な相談内容は、自筆証書遺言の書き方・遺産分割協議・成年後見制度と相続に絡んだ案件が多かったのが今回の特徴です。その要因として 5 月 27 日北國新聞の朝刊に「古い支度に出前講座・無料相談会」特集記事が掲載されたことが、市民への PR に一役買ったものと思われます。

能美市以外の市町村からも、「うちの老人会でも出前講座を開きたいから、その際、協力してもらえないか」等の問い合わせが数件寄せられました。（勿論、当支部だけで決められないので、その時は他支部にも紹介させていただきますと回答してあります）このように、サムライ業と言えど、いかにマスコミや広報活動重要なインパクトを持つかが証明されます。その意味で日頃の積み重ねと継続が今後の業務拡大のトリガになると確信しております。更に今回、当支部で作成した「行政書士無料相談会のご案内チラシ」(A 4

面1色刷)は、今回の能美市無料相談会と出前講座のPR用に企画制作したのですが、能美市の窓口センター3箇所と社会福祉協議会・健康福祉センター・コミュニティセンター等の公共施設等に常時市民の目につくような場所に置いていただいております。小松市無料相談会のチラシも同様にして市民の目に触れるような場所に置いてあります。この努力がいつか必ず実って会員の業務に繋がるものと期待しております。

ところで、この度、能美市において無料相談会を実施するに際し、当支部と能美市との間で「平成22年度能美市行政書士無料相談実施要領」を協議し纏めあげました。この中身で特に重要な事は、「相談内容」であります。これまで能美市では弁護士相談がありましたが、他の士業の相談はありませんでした。行政書士の業務内容を明らかにすることで行政職員の頭の中でも明確なライン引きが可能となり、市民からの相談事に対しても明確な誘導が出来ることになったことは画期的だと思っております。つまり、この相談事は、弁護士なのか行政書士なのか、相談受付の職員間で、ある程度線引きと振り分けが可能になったことです。最終的に当支部が目指す目的は「行政書士は身近な街の法律家であり、市民の身近な相談相手・手続実施専門家」であることを市民イメージに定着させることであります。そのためにこれからも規制観念に囚われず様々な企画を試みていく所存です。

小松支部主催行政書士実務研修会

次に、7月14日(水)午後3時から5時30分の間、小松市公会堂にて当支部主催の行政書士実務研修会を開催します。主な研修内容は、成年後見制度・移行型任意後見契約書(財産管理～死後事務委任契約書)・尊厳死宣言・離婚協議書(離婚給付契約書)等、重要書式中心の研修会を予定しています。当支部に新規加入された先生方にも積極的に出席していただくことが目的の一つでもあり、第2段の研修会は、8月～9月に開催予定であります。(帰化申請・在留資格認定申請等の書式中心の研修会を予定)昨年も実施したように、当支部の会員だけでなく、支部間交流の観点から他の支部会員にも参加を呼び掛け、(一部有料扱いになるかも知れませんが)実務研修会を通じて支部間の交流が活発になれば、行政書士業務の研鑽がより深化し、誠に有意義であると思います。どうか今後とも支部間の情報交換を活発にし、テーマを据えた支部横断的な勉強会の開催など、積極果敢に業務拡大と開拓に努めていきたいと考えていますので、それぞれの立場で会員の先生方のご指導ご鞭撻の程、宜しく願いいたします。

事務所紹介

村井行政書士事務所

(村井年也)

事務所:小松市一針町午418番地

平成19年3月の開業の時より、事務所を自宅の隣にて開いております。小松市の北部、一針町の神社の前の静かな所です。

業務内容は、どちらかというと、宅地建物、旅行に関したものが多く、家族で頑張っております。

行政書士の業務は、多岐に及び開業3年やそこらでは若葉マークもいいところですが、日々自己研鑽に努めるしかないと思っております。各先生方々のご指導ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願いいたします。



支部だより

■金沢支部 報告



金沢支部長 中川 大

去る5月8日に開催された平成22年度支部定時総会では、21年度事業報告および決算、22年度事業計画および予算のご承認を頂き、誠にありがとうございます。新役員体制での2年目となる今年度の活動目標は「行政書士の役割を広げる」です。支部活動はもちろん、個々の会員の活躍に大いに期待するところです。様々な場面で支部会員のほうが活躍されることによって、行政書士に対する認知が広まり、結果として行政書士制度への理解、普及が深まることと存じます。

支部会員数も210名に達し、より多くの会員の望むべきところをいかにして捉えるかが課題となって参りました。非力な私の力量では及ぶべくもありませんが、会員の皆様の事務所経営の一助となるよう今後も役員一同邁進して参る所存です。

「行政書士は必ずや企業、市民の皆様のお役に立てる存在であり、社会にとって必要な法律専門職である」と確信し、会員各位の益々のご繁栄とご家族ならびに補助者の方々のご多幸を心よりご祈念申し上げます。

◆支部会費納付のご案内◆

平成22年度（年会費6,000円）及び過年度分会費未納の方は、お早めに納付くださいますようお願い申し上げます。郵便局納付書を紛失の際は、支部長までご連絡ください。

連絡先 中川事務所 076-288-8841

■七尾支部 報告



七尾支部長 端井 義之

平成22年度七尾支部定時総会は、平成22年5月10日七尾市石崎町「ホテルのと楽」において本人出席13名、び委任状提出者19名で開催された。来賓として本会より宮川外茂次会長のご臨席を賜り、祝辞を頂戴した。

議事については、先ず平成21年度事業報告・決算報告がなされ、垣内監事による監査報告があった後、原案どおり全会一致で承認可決された。その後、田中彩子新入会員の自己紹介があった。次に平成22年度事業計画及び予算の提案説明があり、それぞれ原案のとおり全会一致で可決承認された。

総会終了後一泊の懇親会が開催され、今年は、10名の参加があった。お酒を酌み交わしながら取り扱う業務のとなりの話に情報交換する姿も見られ大変盛り上がり会員相互の親睦を一層深めることができたと思っております。

最後に、毎年支部総会、輪島支部との合同研修会の後に懇親会が催されますが、このような宴会の場は、ベテラ行政書士から情報を聞いたり、同業者の動向を探るチャンスの眠っている場でもあるのです。そういった場に参加せず、時間とお金の無駄と考えている方は、せっかくのビジネスチャンスを自ら逃がしてしまっているのだと思いま

■平成 22 年度 輪島支部定時総会開催報告



輪島支部長 大森 千歌子

平成 22 年度輪島支部定時総会は、4 月 23 日(金) 穴水・国民保養センター「キャッスル真名井」において、会員 25 名中委任状を含め 21 名の出席で開催されました。

本会より、宮川会長の代理として八木史郎副会長のご臨席をいただき、本会の状況などを交えてご挨拶をいただきました。

次に、本会の理事会報告が唐澤正理事よりなされました。

総会の議長に、松下忠雄会員を選出し、議案審議に入り、平成 21 年度事業報告ならびに平成 21 年度収支決算報告がなされ、今井善弘監事より監査報告があり、原案どおり承認可決されました。

次に、平成 22 年度事業計画(案)ならびに平成 22 年度収支予算(案)について提案説明がなされ、いずれも原案どおり承認可決されました。

平成 22 年度事業計画は次のとおりです。

研修会

平成 22 年 4 月 23 日(金) 改正農地法について

講師 石川県農業会議 参事 谷内達生氏

平成 22 年 11 月(日・場所未定) 七尾支部・輪島支部合同研修会開催

能登地区無料相談会

平成 22 年度中、毎月第 2 水曜日七尾支部・輪島支部合同で開催

場所はアルプラザ鹿島

行政書士広報月間各種行事、無料相談会の開催

平成 22 年 10 月 3 日(日) 輪島ショッピングセンターファミイにて開催

役員会の開催

総会終了後には、懇親会で話も弾み、会員相互の親睦を図ることができました。

平成 22 年度研修計画について

業務指導部長 勝尾太一

1、本年度も業務指導部では会員の皆様の資質向上等に向けた各種研修を下記の通り実施する予定です。本年度の研修の柱は次の3つとなります。

(1) 基礎的研修

基礎的研修は、新たに当該業務を行おうとする当会会員、又は当該業務について経験が少ない当会会員等を対象とし当該業務に関する基礎的内容(手続に関する法令上の根拠等、許認可申請書等法定書類の作成方法、申請時の注意点)について学習し、業務遂行に必要な最低限の知識の習得を目的とするものです。

基礎的内容にかかる研修になりますので、法令改正等がない限り、毎年、同じ内容を繰り返すこととなりますが新たに業務を行おうとする会員のみならず、既存会員においても受任件数が少ない業務の内容を確認するためのツールとしてご活用下さい。

本年度に入り「入管関係:5月25日(火)」「建設業関係:6月9日(水)」の研修を実施しております。

(2) 事例検討会

本年度より新たな試みとして実施する研修です。実際の事例をもとに、行政書士の手続処理等、又は官公署が行った行政処分等について参加者が法令、先例、依頼者等の実情、ニーズ等多角的な討議を行うことを通じて問題点・改善点を明らかにし行政書士の更なる能力向上に資することを目的とするものです。

討議中心の研修であり、かつ討議の過程・結果等を通じて明らかになった事項に基づき、当会会員の能力向上に資する提言をすることを想定しておりますので、討議が可能な程度の業務経験等を有している会員を対象して実施させていただきます。

本年度は、「建設業」にかかる内容について10月以降の日程で2回程度実施する予定です。実施の詳細が確定いたしましたら改めてご案内いたします。

(3) インターネットを活用した研修

日行連中央研修所が主体となって実施する研修で、東京の行政書士会館で行われる研修を同日同時刻にインターネット回線を活用し(ライブストリーミング方式)全国の単位会に一斉配信されるものを利用します。

(4) 新入会員研修

従来、中部地方協議会所属の単位会の新入会員研修は名古屋市における集合研修により実施しておりましたが本年度よりこれを改め前記のインターネットを活用した研修と、単位会ごとに実施される直接講義と併せる形実施されます。

(5) 第二期後見人養成研修

本年9月7日(火)から11月9日(火)まで毎週1回合計10回の後見人養成研修(30時間研修)を実施いたします。成年後見制度開始から10年を経て、高齢社会から超高齢社会を迎えようとする今日、ますますその制度活用の必要性が高まっていることに応えるため、当会の社会貢献活動の一環として、その担い手となる者養成することを目的とした研修です。

受講希望者は必ず事前に実施されるオリエンテーション(8月9日予定)に参加し研修の趣旨等を十分理解した上で研修に参加して下さい。

(6) その他

本年12月中旬を目処に外部の専門家又は研究者を招いた研修の実施を計画しております。詳細が確定いたしましたら改めてご案内いたします。

2, 研修スケジュール

下記に平成 22 年 7 月 20 日現在の研修スケジュールをお示しします。ただし、お示したスケジュール、内容に若干の変更があることをあらかじめご了承ください。実施の詳細は別途研修ごとにご案内いたします。

記

凡例 基 - 基礎的研修、イ - インターネット研修、後 - 成年後見人養成研修、他 - その他

| | 実施予定日 | 研修内容 | 研修会場 |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 基 | 8月4日(水) | 建設業許可・産業廃棄物処理業許可 | 金沢ものづくり会館 |
| 基 | 8月9日(月) | 成年後見制度概要 | 地場産センター本館 |
| 後 | 8月9日(月) | 後見人養成研修オリエンテーション | 地場産センター本館 |
| 後 | 9月7日(火) | 後見人養成研修① | 金沢ものづくり会館 |
| 後 | 9月14日(火) | 後見人養成研修② | 金沢ものづくり会館 |
| 基 | 9月16日(木) | 遺言・相続関係 | 地場産センター本館 |
| 後 | 9月21日(火) | 後見人養成研修③ | 金沢ものづくり会館 |
| 後 | 9月28日(火) | 後見人養成研修④ | 金沢ものづくり会館 |
| 後 | 10月5日(火) | 後見人養成研修⑤ | 金沢ものづくり会館 |
| 基 | 9月上旬 | 農地転用関係 | 未定 |
| 後 | 10月12日(火) | 後見人養成研修⑥ | 金沢ものづくり会館 |
| イ | 10月15日(金) | 日行連インターネット研修① | 地場産センター本館 |
| 他 | 10月以降に2回 | 事例検討会(建設業関係) | 未定 |
| 後 | 10月19日(火) | 後見人養成研修⑦ | 金沢ものづくり会館 |
| 後 | 10月26日(火) | 後見人養成研修⑧ | 金沢ものづくり会館 |
| 後 | 11月2日(火) | 後見人養成研修⑨ | 金沢ものづくり会館 |
| イ | 11月4日(木) | 日行連インターネット研修② | 地場産センター本館 |
| 後 | 11月9日(火) | 後見人養成研修⑩ | 金沢ものづくり会館 |
| 基 | 11月18日(木) | 法人関係研修 | 地場産センター本館 |
| イ | 11月20日(土) | インターネットによる新入会員研修 | 未定 |
| 他 | 11月26日(金) | 直接講義による新入会員研修 | 未定 |
| イ | 12月3日(金) | 日行連インターネット研修③ | 地場産センター本館 |
| 他 | 12月中旬 | 特別講座(内容未定) | 未定 |
| 基 | 1月20日(木) | 風俗営業許可申請等 | 未定 |

本年度は、後見人養成研修および日行連によるインターネット研修が実施されることから、全体の研修回数が例年の約 2 倍になっておりますが、ここにお示した内容の全てを受講することを義務づけたものではありません。予定表の中から会員各位のニーズに応じて必要な研修を選択し、受講することにより各位の資質向上にお役立て下さい。

以上



**** 第2期成年後見人等養成研修を開始します ****

石川県行政書士会成年後見サポートセンターでは、「第2期成年後見人等養成研修」（以下「養成研修」）を開始します。第1期は平成21年1月～3月まで実施し、18名の会員が修了しました。第1期養成研修は、豊富な外部講師による充実した講義内容が話題を呼び、日行連の成年後見活動を担う一般社団法人設立の検討でも度々取り上げられました。

■石川県行政書士会 成年後見サポートセンター 第2期成年後見人養成研修プログラム(予定)

| 回 | 研修日 | コマ | 科目名 | 時間数 | 内容 | 備考 |
|----|--------|----|---------------|-----|---|---|
| 1 | 9月7日 | 1 | 研修ガイダンス | 0.5 | 研修等の説明 | |
| | | 2 | 行政書士と成年後見活動 | 1.5 | 行政書士が担う成年後見活動の意義を理解する | 社会貢献の視点と高い倫理性の重要性にも触れる |
| | | 3 | 事例検討(1)-不祥事事件 | 1.0 | 専門職成年後見人等の不祥事事例の検討 | 他士業も含めたいわゆる「不祥事」事件を批判的に検討する。 |
| 2 | 9月14日 | 4 | 成年後見制度概論(1) | 1.5 | 成年後見制度の概要を理解する | 成年後見制度制定に至る経緯にも触れ、民法に基づく法的理解を基礎とする |
| | | 5 | 成年後見制度概論(2) | 1.5 | | |
| 3 | 9月21日 | 6 | 認知症に関する基礎 | 1.5 | 成年後見人の知識として必要な認知症に関する基礎知識を習得する。 | 認知症の家族としての断えもしていただく |
| | | 7 | 高齢者福祉の基礎 | 1.5 | 身上監護に密接に関連する老人福祉法、介護保険法の基礎を理解する | 地域包括での実際の事例にも触れていただく |
| 4 | 9月28日 | 8 | 知的障害に関する基礎 | 1.0 | 知的障害の基礎を理解する | 障害そのものの基礎的理解と家族を含めた生活実態にも触れる |
| | | 9 | 精神障害に関する基礎 | 1.0 | 精神障害の基礎を理解する | |
| | | 10 | 障害者福祉の基礎 | 1.0 | 身上監護に密接に関連する障害者自立支援法等の基礎を理解する | 障害福祉サービスの概要を網羅する |
| 5 | 10月5日 | 11 | 家庭裁判所との関わり | 1.5 | 成年後見制度に係る家庭裁判所の実務の実際を理解する | 申立予約、調査等家庭裁判所の実務の実務について説明し、審判後の後見人の業務についても触れる |
| | | 12 | 演習(1) | 1.5 | 法定後見の申立相談実務演習 | DVDで後見活動のイメージ理解 後見申立の相談支援実務 |
| 6 | 10月12日 | 13 | 財産管理の基礎 | 1.5 | 後見人等の財産管理実務を学ぶ | 財産管理の実務 |
| | | 14 | 演習(2) | 1.5 | 財産管理に関する実務演習 | 財産目録、本人収支表を作成する |
| 7 | 10月19日 | 15 | 任意後見の基礎と実務 | 1.5 | 任意後見契約に関する基礎的理解と公正証書作成に至る実務を理解する | 任意後見と同時に進行する財産管理や死後事務等の委任契約及び任意後見に関連する不正事例等についても触れる |
| | | 16 | 事例検討(2)-任意後見 | 1.5 | 任意後見契約に関する事例-2例 | |
| 8 | 10月26日 | 17 | 身上監護基礎知識 | 1.5 | 「身上監護」の意味と基礎知識を理解する | 社会保険、生活保護を概観し、身上監護活動の留意点(保証人や医療同意に係る諸問題)についても触れる |
| | | 18 | 権利擁護の基礎知識 | 1.5 | 「権利擁護」の意味と基礎知識を理解する | 権利擁護の基本理念、最近の動向、自立支援事業等にも触れる |
| 9 | 11月2日 | 19 | 消費者被害への対応 | 1.5 | 特定商取引法、割賦販売法、消費者契約法等の基礎を学び、消費者被害の予防と対応を理解する | 債権会社との関係にも触れる |
| | | 20 | 日常生活自立支援事業の基礎 | 1.5 | 社会福祉協議会による日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)について理解する | 成年後見制度との関係についても触れる |
| 10 | 11月9日 | 21 | 演習(3) | 1.5 | 法定後見受任後の実務 | ・家裁推薦依頼～受任の流れ ・第1回目事務報告 |
| | | 22 | 効果測定 | 1.0 | 法定業務研修効果測定 | テストレポート課題 |
| | | 23 | 研修のまとめ | 0.5 | 事務局 | 研修終了後の事務について説明する ・賠償責任保険 ・後見SC諸規程等 ・後見SCへの事務報告 |

合計— 30.0 時間

第2期養成研修は、第1期の内容を更に充実させ、今後一層必要とされる第三者専門職後見人等の養成を図るとともに、県内公民館や地域包括支援センター、その他での無料相談会や入門講座等の社会貢献活動を担う人材育成でもあります。予定人員は約20名で、特に第2期は能登方面の会員と、女性会員の参加が期待されています。
(この「会報いしかわ」がお手元に届く頃には、既に第2期養成研修の申込は終了している予定です。)

～後見制度の普及に向けて～

NPO法人とやま成年後見人協会
設立10周年記念大会 華やかに開催される

NPO法人とやま成年後見人協会が主催する
設立10周年記念大会が6月27日（日）、富山
市のサンシップとやまにおいて、開催されました。

大会は午後1時30分に開会し、種井光之
NPO法人とやま成年後見人協会理事長による挨拶
の後、坂野裕一富山県議会議員の来賓祝辞があり、
来賓紹介と進みました。



【挨拶をする種井光之理事長】



【6名のパネリストによる熱い議論】

★★ パネリストのみなさん ★★

- ・石山 彰雄 氏 （社）成年後見センター・リーガルサポート
前富山県支部長、司法書士
- ・岩田 大史 氏 富山県 医療ソーシャルワーカー協会 会長
- ・高原 啓生 氏 富山県 介護支援専門員協会 会長
- ・平井 誠一 氏 NPO法人自立生活支援センター富山 理事長
- ・山田 紀子 氏 NPO法人ふるさとのあかり 理事長
- ・種井 光之 氏 NPO法人とやま成年後見人協会 理事長、行政書士

パネル・ディスカッションでは「成年後見制度における
現状と課題」について、福祉や法律など各分野の専門家6名の
パネリストによるディスカッションが行われ、様々な角度から
成年後見制度の問題点や改善点等について熱く議論が交わされ
ました。

パネリストの平井誠一氏からは「知的障害児等に対しては
高齢者よりも成年後見制度に対しての十分な普及・活用がされ
ておらず、最初の段階における相談窓口も判らない現状であり、
今後の制度普及が大切である。」と話されました。また、石山
彰雄氏からは「市民が一番最初に相談に訪れる窓口は地域包括
支援センターである。したがってその担当者はもっと成年後見
制度に対する理解と知識の習得に努め、適切な対応をして頂きたい。」
と要望されました。

その他のパネリストからもいくつかの身体的虐待、財産的侵害等についての事例に基づいた発表がされ、
出席者全員が成年後見制度を取巻く問題等についての共通認識がなされたパネル・ディスカッションでした。

なお、石川県行政書士会成年後見サポートセンターからは、勝尾業務指導部長、近藤事務局長、森事務局員
の3名が出席しました。



【会場は福祉、医療関係従事者で大盛況】

成年後見制度

Q&A



昨年、「石川県行政書士会成年後見サポートセンター」が発足し、当会も社会貢献として成年後見活動に関与することも増えてきました。今年度は、第2期の成年後見人等養成研修も予定されています。この機会に、改めて、成年後見制度について考えてみます。(文中の図表等は、すべて法務省民事局発行の成年後見制度パンフレットからの転載です。)

Q 1. 成年後見とはどういう制度ですか？

A 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な場合は、財産管理や遺産分割協議、あるいは介護サービスの利用契約など法律行為の意志決定が困難です。このような場合、自分に不利な契約を締結してしまったり、悪徳商法の被害にあう場合もあります。

成年後見制度は、判断能力が不十分な人々を保護し、支援するため、財産管理や身上監護（日常生活や療養看護に関わる法律行為。例えば、介護サービスの利用契約や病院の入院契約等）の事務を成年後見人等の代理人が行う制度です。



Q 2. 「法定後見」と「任意後見」の違いは何ですか？

A 既に本人の判断能力が不十分になっていて、財産管理等の法律行為を行うことに支障をきたしている方は「法定後見」の対象となり、成年後見人等選任は、家庭裁判所による審判により決定されます。一方、本人の判断能力に問題が無いうちに、将来、判断能力が衰えた場合に備えて、自分が選んだ代理人（任意後見人）に財産管理や身上監護に関する事務の代理権を与える契約を公正証書で結ぶのが「任意後見契約」です。任意後見契約が発効するのは、本人の判断能力が低下して、家庭裁判所により任意後見監督人が選任されたときです。

Q 3. 「法定後見」の概要を説明してください

A 法定後見には、本人の判断能力低下の程度によって「後見」「保佐」「補助」の3類型があり、成年後見人等の同意権・取消権や代理権等について、右表のような違いがあります。いずれの類型においても被後見人等は、日用品の購入その他日常生活に関する行為（民法第13条第1項但書）は単独で行うことができます。

法定後見制度の概要

| | 後 見 | 保 佐 | 補 助 |
|--------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---|
| 対象となる方 | 判断能力が欠けているのが通常の状態の方 | 判断能力が著しく不十分な方 | 判断能力が不十分な方 |
| 申立てをすることができる人 | 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など 市町村長 (注1) | | (注1) |
| 成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為 | | 民法13条1項所定の行為 (注2) (注3) (注4) | 申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部) (注1) (注2) (注4) |
| 取消しが可能な行為 | 日常生活に関する行為以外の行為 | 同上 (注2) (注3) (注4) | 同上 (注2) (注4) |
| 成年後見人等と与えられる代理権の範囲 | 財産に関するすべての法律行為 | 申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1) | 同左 (注1) |

(注1) 本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

(注4) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

Q 4. 石川県行政書士会は、なぜ成年後見に関する活動に取り組むのですか？

A 行政書士は、法律専門国家資格者の中でも特に幅広い業務範囲を持ち、国民の生活に密着した法務サービスを提供しており、高い倫理観を持って職務にあたるよう心がけています。石川県行政書士会は、「国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命」とし、「国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する」という行政書士倫理綱領を具体化する社会貢献活動として、その社会的ニーズが一層高まっている成年後見に関する活動を本格的に開始することとし、その活動の中核として、平成21年3月に「石川県行政書士会成年後見サポートセンター」を発足させました。

Q 5. 石川県行政書士会成年後見サポートセンターとはどういう機関ですか？

A 石川県行政書士会及びその会員が、成年後見制度の一層の利用促進に寄与するため必要な事業を行うことを目的として、石川県行政書士会内部に設置された機関です。

Q 6. 石川県行政書士会成年後見サポートセンターはどのような事業を行うのですか？

- A** 石川県行政書士会成年後見サポートセンターは、次の事業を行います。
- (1) 会員を対象とした任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督を行う事業
 - (2) 会員を対象とした任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人の養成、推薦及び指導監督を行う事業
 - (3) 成年後見制度に関して、相談に応ずる事業
 - (4) 当センターが行う事業にかかる研修会等の企画、開催事業
 - (5) 成年後見制度の広報及び調査、研究、その他情報の収集事業
 - (6) 国、地方公共団体、福祉団体、職能団体との連携による協力支援事業
 - (7) その他当センターの任務遂行に必要と認められる事業

Q 7. 石川県行政書士会成年後見サポートセンターの発足以来の活動について

- A**
- 平成21年3月 県民公開セミナー「講演と講談で知る成年後見制度」
 - " 第1期成年後見人等養成研修修了（18名）
 - 平成21年7月 北國新聞朝刊に成年後見制度を解説した「シニア生活入門」を4回に渡り連載執筆
 - 平成21年8月 ほぼ1ヶ月に1件の割合で、金沢家庭裁判所より成年後見人の推薦依頼があり、推薦した登録会員全員が成年後見人として選任されています。



- 平成22年9月 第2期成年後見人等養成研修実施予定

※その他、行政書士会無料相談等で県民からの成年後見制度に関する相談に応じたり、相談後、任意後見契約を締結する等の活動を行っています。

改正農地法について

七尾支部 寺分 努

平成21年6月24日に改正農地法が公布され、同年12月15日に施行されました。

主な改正点は次のとおりです。

- (1) 農地(採草放牧地)の権利移動制限の見直し
- (2) 国または都道府県が行う農地転用に関する法定協議制度の創設
- (3) 遊休農地に関する措置の創設
- (4) 農地の違反転用に対する原状回復等の命令に関する行政代執行制度の創設
- (5) 罰則の強化

他に関係法令や税制等も改正されましたが、行政書士が農地法第3条許可申請等に関与する可能性が最も高い点は、上記(1)の「農地(採草放牧地)の権利移動制限の見直し」ではないかと思われます。

今回の改正により、農地および採草放牧地の権利移動等に関して「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合」(農地法第3条第2項第1号)等に加え、新たに「農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」(同第3条第2項第7号)等については、許可することができないことになっております。

実務面においては、改正前は、農地を他の市町の居住者に所有権移転等する場合には、いわゆる下限面積をクリアし、通作距離(約40キロ以内)と農作業日数(年間150日以上)等を満たしていれば、ほぼ間違いなく許可が下りていました。しかしながら、改正後においては、農地を取得する者(世帯員等)が実際に農地を「効率的に利用して耕作」するかどうかや、「農業上の効率的かつ総合的な利用の確保」が出来るかどうか等といった極めて抽象的な部分が重視されているというのが実感としてあります。ただし、このことにより許可基準そのものが曖昧となってしまい、最終的な判断が農業委員会の裁量に委ねられるという形になっており、行政書士の立場からは、依頼者に対して申請した後「許可が下りるまでどう転ぶか分からない」という説明を余儀なくされ、困惑されている先生方も多いのではないかと思います。以上のような点をふまえ、現在、農業委員会議事録等をホームページで公開する自治体も増えてきています(※平成22年6月30日現在、石川県内では羽咋市がホームページにて『農業委員会会議録』をPDF形式で公開中)。許可申請に対する審議がどのように行われているを含め、今後は我々からも行政に関して改善の働きかけを行っていく必要があるのではないのでしょうか。

次に、農地法第4条および第5条の農地転用関連では、改正以降、農地転用基準の厳格化が運用されております。

金沢市や小松市等に存在する都市計画法上、線引きされた市街化区域内であれば農地転用は届出によりすること出来ますが、市街化調整区域や都市計画区域内で区域区分の定めのない区域(非線引区域)、都市計画区域外の区域では農地転用する場合、許可が必要となります。しかし、原則許可となりうるのは第3種農地だけで、その他の農用地(農振区域)、甲種農地、第1種農地については原則不許可、第2種農地については非代替性等により例外的に許可となります。ここでも、申請農地が第3種農地と認められる基準について厳格化され、例えば、改正前は上水道・下水道・ガス管のいずれか1つが前面道路に埋設されていることが条件でしたが、改正後は原則として2つ以上の管が埋設されていることが条件となりました(農地法施行規則43条)。こうした細部にわたり転用の厳格化がなされ、基準を満たしていないことが明らかな申請は受付さえされないこともあるようです。

罰則が強化され、違反転用や措置命令違反等には、最高1億円(法人の場合)の罰金が科せられる等、非常に厳しい内容とも思える今回の改正ですが、改正前と比べて農業生産法人以外の法人あるいは個人が農業参入をしやすくなったという良い点もあります。

農業生産法人以外の法人あるいは個人が農地を借りて農業を行おうとする場合、農地の賃貸借契約書に解除条件(農地を適正利用していない場合、契約を解除する旨の条項)を入れること等により、役員の中に、1人の農業従事者がいれば、通作距離、農作業日数といった許可基準に関係なく農地を借りて農業を行うことができるようになります(農地法第3条第3項)。これにより他業種からの農業参入が容易になったため、今後は農業人口が増え、耕作放

地が減少し、我が国の食料自給率は向上していくのではないかと思います。

今回の改正の趣旨をふまえますと、あくまでも私見ですが、今後の行政書士の仕事としては、今までのように宅地造成のため農地転用するといった仕事だけではなく、取引先企業等の農業参入を推進したり、農業生産法人設立に携わるといった、いわば農業参入推進コンサルタントのような方向性も選択肢のひとつとしてあるのではないかと思います。

なお、農地転用等に関するガイドラインは以下の農林水産省 HP から御覧になれます。御参考まで。

農林水産省HP・ガイドライン「農地法の運用について」

http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kaikaku/pdf/nouti_unyou.pdf

第 21 回全国女性行政書士交流会 in とちぎ開催

女性行政書士交流会石川会会長 大森千歌子

平成 22 年 7 月 3 日(土)・4 日(日) 鬼怒川グランドホテル「夢の季」において第 21 回全国女性行政書士交流会が開催され、栃木県行政書士の皆様の出迎えをいただき、全国から 91 名の女性行政書士が参集しました。石川会からは、大星会員、下出会員、山本会員、大森の 4 名が参加いたしました。

手塚理恵世話人代表の挨拶に始まり、来賓の福田富一栃木県知事、住吉和夫栃木県行政書士会会長の歓迎の挨拶と栃木県のすばらしいところ、名物など紹介していただき、すばらしい県だなと感心しながら聞かせていただきました。

新潟県行政書士会会長で日行連常任理事の相羽利子氏から、「行政書士の未来は」と題しての、講演がありました。私たち女性行政書士の先頭に立ち、活躍されている中でのさまざまな内容で興味深くすばらしい講演でした。

分科会では、テーマをきめて 10 グループに分かれて、お互いに日頃の取り扱い業務についてなども交えながら情報交換ができて、たいへん有意義な時間でした。分科会のまとめについては、各グループの代表が発表しました。

すばらしい温泉に身を清めた後、懇親会では今回も元気で参加できたことを喜びあい話も弾み、楽しいひと時をすごしました。

第 2 日目は、世界遺産となった日光を満喫し、東照宮や輪王寺では、日頃行政書士の仕事に理解と協力をしてもらっている家族を含めて家内の安全、健康などを祈り参拝をしました。昼食には、金谷ホテルで百年前のレシピによる百年カレーをいただきましてホテルに飾られている写真などにより当時の状況を偲ぶことができ、感激いたしました。

全国から集まった皆さんと、「元気でまた会いましょうね」と約束して散会いたしました。女性行政書士の皆さん、次回は石川会から多数参加いたしましょう。



随筆

会員のコーナー



タイムリーな広告

輪島支部 中村 敏彦

暑い夏である。輪島でも寝苦しい夜が続いている。

暑いだけならいいが、網戸があるにもかかわらず、虫がやたらと家の中に入ってくる。

そう言えば4、5年前、気勝平という所、ちょっと市街地から離れた高台に事務所を構えて仕事をしていた頃があった。9月末頃だったか事務所(小屋と言った方が適切か)のトイレの天井にゴソゴソ物音がする。頻りに音が聞こえるので、気になって恐る恐る天井裏を覗いてみると、なんと大きなスズメバチの巣を発見。DIYを自認する私は、駆除用スプレーを買ってきて、目の部分だけ穴を開けた黒いゴミ袋(スズメバチに黒は最悪だと後で知る)を頭からかぶり、天井裏めがけ一気に吹き付けた。スプレーを使い切った時、まだハチの多くは生きていた。素早く蓋を閉めて次の対策を考えた。小屋の外壁と屋根の間には隙間があり、そこがハチの進入口となっている。そこを雑巾で埋めて出入りを遮断した。しばらくすると巣に戻ってきたスズメバチの大群がウロウロ。どうしたものかと思案したあげく、小屋に常備していたハエ取りリボンを見つけ、進入口近くに吊り下げた。帰ってきたスズメバチは巣に帰ることが出来ずハエ取りリボンにくっつく。面白いほどにくっつく。そして、もがけばもがくほどハチの羽とリボンがからまり、ハチはバタバタと地面に落ちていった。ハエ取りリボンがスズメバチ駆除に役立った瞬間であった。今なら携帯で撮っていたらうに。惜しいことをした。手を刺された私はメチャメチャ腫れ上がり、妻は頭を刺され、二人で病院に行ったが、事なきを得た。

この時期、新聞折込みのチラシにスズメバチ駆除の広告が出始める。タイムリーなチラシは効果がある。平日頃の何気ない広告も周知という意味で大切である。私もタイムリーな広告のみならず、行政書士業務を周知させる、より効果的な広告を思案することにしよう。この夏が終わるとスズメバチの危ない時期が今年もまたやって来る。



短歌

あばれ祭

輪島支部 大森千歌子

松明の火の粉はげしく降る中を

キリコは乱舞すいやさか(弥栄)願いて

松明の火のかたまりも肌を受けて

あばれ神輿の勇ましきかな

水の中火の中問わず神輿行く

伝えられたる謂われ守りて

都会へといでし若者帰り来る

あばれ祭りが懐かしいとて

北京・天津旅行雑感

金沢支部 的場 晴次

3月31日午前9時40分発のJAL便で中部国際空港から天津国際空港に向けて出発。

天津の町はどんよりと曇った曇り空で、車や道路、住宅の屋根には黄砂が残っており、車が通るたびにその黄砂が舞い上がり、口の中が黄砂でじりじりする錯覚をうけた。

4月1日、北京は晴天だったが冷たい風が吹く中を、北京オリンピックの開会式場の鳥の巣と万里の長城を見学。中国内外の観光客でごった返す中を、冷たい強風に煽られながら万里の長城を歩く。

紀元前に作られたこの長城で異国の敵と戦った戦士のことを思うと感無量の気分。夜は項羽とその妻虞美人との悲劇の京劇を鑑賞。

4月2日は天安門広場と紫禁城・明の皇帝の十三陵を見学。天気は晴れだが冷たい風が吹き抜ける中を、ひたすら歩いて見学。紫禁城の中で、抜けるような青空を眺めながら、秋の月見を想像して権力者の栄耀栄華を思う。

4月3日も天気は晴れ、今日は風もなく春の陽気の中を北京動物園でパンダを見学。中国は今日から清明節で3連休の初日のせいか、パンダの屋外、屋内の飼育場は黒山の人だかり。

日本の高度成長時代の熱気を感じさせる中国人のエネルギーに圧倒される中で、パンダとご対面。あの愛嬌のある顔と仕草に旅の疲れも癒されて満足。

北京の古い町並みの胡同を三輪自転車で廻ったが、観光化されすぎていて幻滅。中国人の商魂の逞しさにただただ感心するばかり。

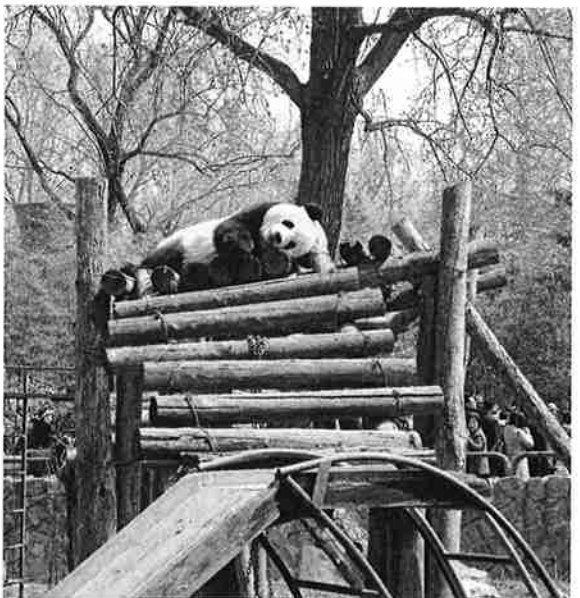
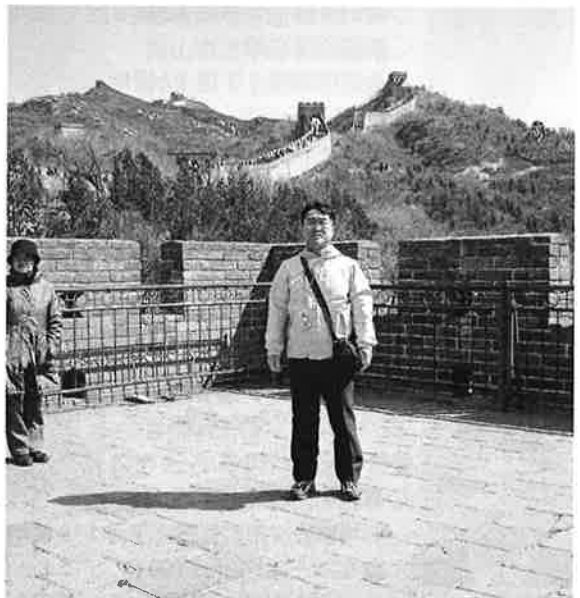
4月4日は朝8時30分にホテルを出発、天津国際空港から中部国際空港に無事到着。

今回の旅行を通して思ったことは、中国4千年の歴史の中で万里の長城を築いたことは、国を守るためと理解できるが、天安門広場、紫禁城、明の皇帝十三陵等はいずれも権力者が築き上げた権力者のための遺物。今は、世界遺産ともなっているが、そのために駆り出された国民のことを考えると複雑な心境となった。

また、現地ガイドの説明の中で欧米諸国から侵略を受けて歴史的遺産を持ち出されたことで、欧米諸国を泥棒と罵っていたことにも違和感を持った。

さすがに、日本人観光客を前に日本の中国侵略を批判することは無かったが、欧米からの観光客には逆に日本人を汚く罵っていることが容易に想像でき、そのことでも複雑な心境を受けた。

それにしても、中国への旅行は3回目だが来るたびに成長を感じる中国経済の行く末を思うと、資源枯渇、環境悪化が容易に想像でき暗澹たる気持ちがある。経済成長と環境保全、この二律背反の難問を中国はどう解決していくのか、注目したい。



新入会員の紹介

新会員です。どうぞ宜しく



岩木 弘勝

◇金沢支部 ◇平成 22 年 3 月 1 日入会
◇事務所所在地
金沢市松島 2 丁目 191 番地 COM ビル 3 階
☎ 076 - 269 - 8653

この度、石川県行政書士会に入会させて頂きました、岩木弘勝と申します。

私の本業は税理士であり、株式会社サクセスブレンという経営コンサルティング会社の代表をしております。

また従来よりオーナー社長や資産家の皆様の相続事案にかかわっております関係で、行政書士業界ともつながりを持ちたいと思いい入会させて頂くこととなりました。今後ともご指導下さいませよう宜しくお願い申し上げます。



西川 克司

◇小松支部 ◇平成 22 年 4 月 2 日入会
◇事務所所在地
能美市緑が丘 10 丁目 95 番地
☎ 0761 - 51 - 5038

学卒以来ずっと会社勤めをしていた私にとって、退職して試験をめざすというのはかなり大きな決断でした。過去の受験では、落ちて会社がある、という甘えがあったのか、全く結果がついてきませんでした。行政書士として、一体何がしたいのか、また何ができるのか、まだまだ手探りの状態ですが、この仕事に何とかしがみついていきたいと考えております。私からの突然の質問等ありましたら、ご面倒でもお手をよろしくお願いします。



此内 章

◇金沢支部 ◇平成 22 年 3 月 1 日入会
◇事務所所在地
金沢市湖陽 1 丁目 17 番地
☎ 076 - 258 - 3122

お初にお目にかかります。2010年3月に石川県行政書士会に登録を果たしました、此内です。以来、友人に葉書を書いたり、名刺を配ったりと、コマースの毎日です。本業の受注はまだ有りませんが、仕事の範囲も多岐にわたるので、勉強も欠かせません。

今は胸のバッジがでか過ぎて、気も重いですが、先輩諸氏の教えを頂きながら頑張りたいと思っています。信義誠実をモットーに、社会に貢献できる行政書士になることを、目指します。



船倉 真二

◇小松支部 ◇平成 22 年 4 月 2 日入会
◇事務所所在地
小松市今江町 186 番地 信開ガーデンコート今江 301 号
☎ 0761 - 24 - 6499

この4月より新しく入会させて頂きました船倉と申します。以前は電子部品メーカーで商品技術等をしておりました。その為直接エンドユーザーさんの反応を見ることがありませんでした。今回行政書士として直接お客さんの反応を見える立場になって、喜んでもらえる（かどうか分かりませんが）姿が見られることを楽しみにして頑張っていこうと思っています。実務はまだ全然ですが頑張っていこうと思いますのでよろしくお願い致します。



吉岡 大輔

◇金沢支部 ◇平成 22 年 4 月 2 日入会
◇事務所所在地
石川郡野々市町押野 1 丁目 113 番地の 2
☎ 076 - 294 - 5704

平成 22 年 4 月 2 日に石川県行政書士会に入会させて頂きました吉岡大輔と申します。

サラリーマンからの転身ですので、行政書士業務の知識、経験ともにゼロからの出発ですが、お客様から信頼される行政書士を目指して日々研鑽を重ねていきたいと思っています。

先輩の先生方には、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



田中 彩子

◇七尾支部 ◇平成 22 年 4 月 2 日入会
◇事務所所在地
羽咋郡志賀町 66 番地
☎ 0767 - 36 - 1305

東京から志賀町にUターンしました。組織に属さず、自分の名前で仕事をしていこうと決めて4月に開業いたしました。地域のみさんの役に立つ、頼りにされる行政書士を目指しています。業務や事務所運営のことなど、まだまだ未熟者ではありますが、諸先輩方の活躍に一步でも近づけるように日々努力してまいります。どうぞよろしくお願い致します。



澤井 徹

◇金沢支部 ◇平成 22 年 4 月 2 日入会
◇事務所所在地
金沢市米丸町 121 番地 2
☎ 076 - 227 - 9091

21 年度の試験に合格しまして、今年 4 月に会員登録しました澤井です。合格するまで 3 年の月日を費やしました。その苦勞の分、今行政書士の仕事を出来る事に感謝しています。

今後の抱負ですが、事務所経営を軌道に乗せる事を第一に活動していきたいと思っています。その後、行政書士業務である司法警察職員宛刑事告訴書類作成業務を法益保護機能のために行いたいと思っています。



中村 敏彦

◇輪島支部 ◇平成 22 年 4 月 15 日入会
◇事務所所在地
輪島市堀町 5 字 17 番地 25
☎ 0768 - 23 - 1650

大学卒業後、金沢で 3 年間の会社勤めを経て昭和 60 年輪島の地でアミューズワジマなるものを立ち上げ、無我夢中で走り続けて 25 年の節目となる年に、ようやく行政書士試験に合格し今年 4 月に石川県行政書士会に登録させて頂きました。今後は行政書士として、長年地元で培ってきた経験や人脈を生かし、住民と行政の橋渡し役としての職責を果たすべく、日々研鑽し全力で取り組んでいきたいと思っています。よろしくお願い致します。

新入会員の紹介

新会員です。どうぞ宜しく



南 昌 秀

◇金沢支部 ◇平成 22 年 4 月 15 日入会
◇事務所所在地
金沢市田上町 5 街区 18 番地 1
☎ 076 - 262 - 0240

労働衛生コンサルタント・産業医として活動しており、業務・知識の幅を広げるため入会させていただきました。著作権および医療に関する業務に興味があり勉強していきたいと思っています。ご指導の程よろしく願い申し上げます。



上 田 芳 也

◇輪島支部 ◇平成 22 年 5 月 15 日入会
◇事務所所在地
珠洲市三崎町杉山 3 部 48 番地
☎ 0768 - 82 - 5999

22 年 3 月末に珠洲市役所を退職し、この度、石川県行政書士会に入会させていただいた上田です。また、同時期に社会保険労務士業と宅地建物取引業を開業しました。ついては、社会保険・労働保険、就業規則作成・助成金申請や土地・建物売買届出関係の業務を中心に取り組みたいと考えています。

何分、知識・実務経験のないことから、諸先生方の御指導の程よろしく願い申し上げます。



永 田 伸 夫

◇金沢支部 ◇平成 22 年 5 月 1 日入会
◇事務所所在地
白山市美里町 32
☎ 076 - 274 - 1139

平成 22 年 5 月 1 日に入会させていただきました、永田伸夫と申します。

土地家屋調査士との兼業となりますので、境界関係、農地転用・開発行為申請等の業務が中心になると思われませんが、行政書士の業務範囲はまだまだ広いため、今後他方面へも対応できますよう日々研鑽を積みたいと考えております。

先輩の先生方のご指導・ご鞭撻を賜りますよう宜しく願い申し上げます。



西 田 裕 一

◇金沢支部 ◇平成 22 年 5 月 15 日入会
◇事務所所在地
白山市田中町 676 番地
☎ 076 - 275 - 3568

この春をもって地方公務員生活に終止符を打ち、本会に入会させていただきました。

大変に幅広い業務内容に戸惑っている現状ですが、これまでの経験なども生かしながら、地域社会とのつながりを大切にしたい活動を目指して、研鑽していきたいと思っています。

どうか皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



神 谷 大 輔

◇金沢支部 ◇平成 22 年 5 月 1 日入会
◇事務所所在地
金沢市新神田 4 丁目 6 番 8 号
☎ 076 - 291 - 4939

この度石川県行政書士会に入会致しました。職責を全うし、社会に貢献できる行政書士を目指し、自己を高め行政書士という業界で生きていきたいと思っています。何卒、先輩の諸先生方のご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しく願い申し上げます。



坂 外 志 雄

◇小松支部 ◇平成 22 年 5 月 15 日入会
◇事務所所在地
小松市上小松町甲 54 番地
☎ 0761 - 22 - 6933

私は、三十八年間公務員として働かせていただき、今春定年退職いたしました。第二の人生として行政書士の道を歩みたいと決意しました理由は、在職中、国民の負託に応えることが出来たのかとの自問したことによります。

行政書士は士業の中でも一番、市民・国民との距離が近く又、親しみのある業であると理解しております。今後、自己研鑽し信頼される行政書士を目指し、公務員とは異なる視点をもって社会に貢献できるよう頑張って参りたい所存であります。



黒 津 春 雄

◇金沢支部 ◇平成 22 年 5 月 1 日入会
◇事務所所在地
石川県野々市町下林 4 丁目 605 番地
☎ 076 - 248 - 8764

平成 22 年 5 月 1 日に入会させていただきました、黒津春雄と申します。

私は、今年 3 月公務員の定年退職を機に、新たな気持ちで地域住民の皆様方のお役に立てるよう開業することいたしました。宅地建物取引主任者として不動産業も兼務いたしますが、主に農地転用や相続などの業務を中心になると考えておりますので、諸先輩の皆様方の御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



北 野 信 之

◇金沢支部 ◇平成 22 年 6 月 1 日入会
◇事務所所在地
金沢市駅西新町 2 丁目 16 番 21 号
☎ 076 - 263 - 4766

平成 22 年 6 月 1 日に入会させていただきました北野信之と申します。私は、35 年公務員（市役所）として勤め、退職後は行政書士をとの思いをもっておりました。ようやく念願が叶い、金沢市内で開業の運びとなりました。

今後、これまでの経験を生かし、信頼される行政書士を目指して研鑽を積み、地域社会に貢献してまいりたいと思っています。

先輩の先生方のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

会務日誌

事務局からのお知らせ

| | | | | |
|--------|-----|------------------------|-----------------------|-----|
| 4月 | 1日 | 外国人のための無料相談会 | 於:国際交流センター | 2名 |
| | 7日 | 60周年記念式典打合せ | 於:本会会議室 | 7名 |
| | 9日 | 経理監査 | " | 7名 |
| | 10日 | 第1回部長会 | " | 13名 |
| | 13日 | 登録証伝達式(5名) | " | 2名 |
| | 14日 | 月例無料相談会(金沢・小松・七尾) | | 6名 |
| | 16日 | 第2回部長会 | 於:本会会議室 | 13名 |
| | " | 第1回理事会 | 於:本館3F第8会議室 | 27名 |
| | 20日 | 第4回成年後見SC役員事務局会議 | 於:本会会議室 | 6名 |
| | 21日 | 事務局職員面接 | " | 3名 |
| | 22日 | 小松支部定時総会 | 於:ホテルサンルート小松 丁子副会長出席 | |
| | 23日 | 輪島支部定時総会 | 於:キャッスル真名井 八木副会長代理出席 | |
| | 26日 | 経理部作業 | 於:本会会議室 | 3名 |
| | 27日 | 経理部作業 午前 | " | 4名 |
| | " | 議案書発送作業 午後 | " | 5名 |
| | 28日 | 職務上請求書確認作業 | " | 2名 |
| | 30日 | 登録証伝達式 | " | 2名 |
| 5月 | 8日 | 金沢支部定時総会 | 於:ホテル金沢 会長出席 | |
| | 10日 | 七尾支部定時総会 | 於:のと楽 " | |
| | 13日 | 登録証伝達式 午前 | 於:本会会議室 | 4名 |
| | " | 第1総務部会 午後 | " | 8名 |
| | 18日 | 第2総務部会 | " | 6名 |
| | 21日 | 富山会定時総会 | 於:名鉄トヤマホテル 会長出席 | |
| | " | 土地家屋調査士会総会 | 於:ホテル金沢 八木副会長 | |
| | 22日 | 平成22年度定時総会・法制定60周年記念式典 | 於:ホテル金沢 | |
| | " | 第3回部長会 | 於:ホテル金沢 | 16名 |
| | 25日 | 入管関係研修会 | 於:本館3F第3研修室 | |
| | " | 職務上請求書確認作業 | 於:本会会議室 | 1名 |
| | 28日 | 社労士会総会 | 於:金沢エクセルホテル東急 的場副会長出席 | |
| | 29日 | 福井会定時総会 | 於:繊維協会ビル 丁子副会長出席 | |
| | " | 司法書士会総会 | 於:山代温泉瑠璃光 榊副会長出席 | |
| | 31日 | 第1経理部会 | 於:本会会議室 | 8名 |
| | " | 愛知会定時総会 | 於:キャッスルプラザ4F 会長出席 | |
| 6月 | 2日 | 登録証伝達式 | 於:本会会議室 | 2名 |
| | " | 第1正副会長会 | 於:" | 6名 |
| | 3日 | 外国人のための無料相談会 | 於:国際交流協会 | 2名 |
| | 4日 | 中地協定時総会 | 於:勝山ニューホテル | 7名 |
| | 9日 | 月例無料相談会 | 於:金沢・小松・七尾 | 6名 |
| | 10日 | 建設業関係研修会 | 於:地場産本館3F | 3名 |
| | 15日 | 会員の為の無料相談会 | 於:本会会議室 | 1名 |
| 17・18日 | | 日行連定時総会 | 於:岡山プラザホテル | |
| | 21日 | 第1回会務システム担当者会議 | 於:本会会議室 | 6名 |
| | 22日 | 第3回総務部会 | 於:本会会議室 | 7名 |
| | " | 土業団体協議会交流会開催会議出席 | 於:土地家屋調査士会館 | 2名 |
| | 23日 | 職務上請求書確認作業 | 於:本会会議室 | 1名 |
| | " | 第1回広報部会 | 於:" | 7名 |
| | 25日 | 北陸税理士会定時総会 | 於:ANAクラウンホテル 会長出席 | |

| | | | | |
|----|-----|-----------------------------|---------------|---------|
| | 25日 | 金沢支部役員会 | 於: 本会会議室 | |
| | 27日 | NPO 法人とやま成年後見人協会設立 10周年記念大会 | 於: サンシップ富山 | 4名 |
| | 28日 | 登録証伝達式 | 於: 本会会議室 | 2名 |
| | // | ICT 特別委員会 | 於: // | 6名 |
| | 29日 | 法規・企画部会 | 於: // | 7名 |
| | 30日 | 監察部会 | 於: // | 6名 |
| 7月 | 1日 | 業務指導部会 | 於: // | 10名 |
| | // | 外国人の為の無料相談会 | 於: 国際交流協会 | 2名 |
| | 5日 | 電子申請オブザーバー参加要請 | 於: 野々市役場 | 3名 |
| | 6日 | // | 於: 県庁・金沢市・白山市 | 3名 |
| | 7日 | 第4回部長会 | 於: 本会会議室 | 12名 |
| | 13日 | 成年後見 SC 第2回役員・事務局会議 | 於: 本会会議 | 5名 |
| | // | 登録希望者面談 | 於: 事務局 | 1名 |
| | 14日 | 士業団体協議会第1回定例会 | 於: ホテル日航金沢 | 3名 |
| | // | 月例無料相談会(金沢・小松・七尾) | | 6名 |
| | 15日 | 月例無料相談会(白山) | | 2名 |
| | 16日 | 行政書士試験実施説明会 | 於: 八重洲富士屋ホテル | 3名 |
| | 17日 | 第5回部長会 | 於: 本会会議室 | 12名 |
| | // | 第1回理事会・支部長会合同開催 | 於: 地場産本館 | 22名 |
| | 20日 | 会員の為の無料相談会 | 於: 本会会議室 | 1名 |
| | 22日 | 第2回広報部会 | 於: 本会会議室 | 9名 |
| | 24日 | 北陸新幹線建設促進石川県民会議 | 於: 地場産本館 | 的場副会長出席 |
| | 26日 | 登録伝達式 | | 2名 |
| | 27日 | 成年後見制度連絡協議会 | 於: 司法書士会館 | 3名 |
| | 29日 | 職務上請求書確認作業 | 於: 本会会議室 | 1名 |
| | 30日 | 中地協理事會 | 於: 愛知県行政書士会館 | 会長出席 |

会費の納入について(お願い)

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成22年度分会費未納の方にご請求申し上げます。
何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急納入賜りたくよろしくお願い申し上げます。
なお、併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へ納入お願い申し上げます。

記

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 平成22年度会費 金 72,000円 | 2. 日本行政書士政治連盟 |
| 納入方法 払込取扱票により納入下さい | 平成22年度会費 金 5,400円 |
| お振込先 石川県庁内郵便局 | 納入方法 払込取扱票により納入下さい |
| 口座番号 00750-6-55558 | お振込先 石川県庁内郵便局 |
| 口座名義 石川県行政書士会 | 口座番号 00720-1-74073 |
| | 口座名義 日本行政書士政治連盟石川県支部 |

会員移動

●新規登録個人会員（16名）

| 受理年月日 | 所属支部 | 氏名 | 事務所所在地 | 電話番号 |
|------------|------|-------|----------------------------------|--------------|
| 平成 22.3. 1 | 金 沢 | 岩木 弘勝 | 金沢市松島 2 丁目 191 番地 COM ビル 3 階 | 076-269-8653 |
| 平成 22.3. 1 | 金 沢 | 此内 章 | 金沢市湖陽 1 丁目 17 番地 | 076-258-3122 |
| 平成 22.4. 2 | 金 沢 | 吉岡 大輔 | 石川郡野々市町押野 1 丁目 113 番地の 2 | 076-294-5704 |
| 平成 22.4. 2 | 金 沢 | 澤井 徹 | 金沢市米丸町 121 番地 2 | 076-227-9091 |
| 平成 22.4. 2 | 小 松 | 西川 克司 | 能美市緑が丘 10 丁目 95 番地 | 0761-51-5038 |
| 平成 22.4. 2 | 小 松 | 船倉 真二 | 小松市今江町ち 186 番地 信開ガーデンコート今江 301 号 | 0761-24-6499 |
| 平成 22.4. 2 | 七 尾 | 田中 彩子 | 羽咋郡志賀町館 66 番地 | 0767-36-1305 |
| 平成 22.4.15 | 輪 島 | 中村 敏彦 | 輪島市堀町 5 字 17 番地 25 | 0768-23-1650 |
| 平成 22.4.15 | 金 沢 | 南 昌秀 | 金沢市田上町 5 街区 18 番地 1 | 076-262-0240 |
| 平成 22.5. 1 | 金 沢 | 永田 伸夫 | 白山市美里町 32 | 076-274-1139 |
| 平成 22.5. 1 | 金 沢 | 神谷 大輔 | 金沢市新神田 4 丁目 6 番 8 号 | 076-291-4939 |
| 平成 22.5. 1 | 金 沢 | 黒津 春雄 | 石川郡野々市町下林 4 丁目 605 番地 | 076-248-8764 |
| 平成 22.5.15 | 輪 島 | 上田 芳也 | 珠洲市三崎町杉山 3 部 48 番地 | 0768-82-5999 |
| 平成 22.5.15 | 金 沢 | 西田 裕一 | 白山市田中町 676 番地 | 076-275-3568 |
| 平成 22.5.15 | 小 松 | 坂 外志雄 | 小松市上小松町甲 54 番地 | 0761-22-6933 |
| 平成 22.6. 1 | 金 沢 | 北野 信之 | 金沢市駅西新町 2 丁目 16 番 21 号 | 076-263-4766 |

●変更登録事項（3名）

| 受理年月日 | 所属支部 | 氏名 | 事務所所在地 | 備 考 |
|------------|------|----------------------|----------------------------|---------------------|
| 平成 22.2.15 | 金 沢 | 谷口 憲弘 谷口憲弘行政書士事務所 | 金沢市小立野 2 丁目 2 番 10 号 | 事務所名称変更 |
| 平成 22.4.30 | 金 沢 | 油野 正文 あぶらの行政書士事務所 | 金沢市笠市町 4 番 10 号 ロイヤル笠市 101 | 事務所所在地変更 事務所名称変更 |
| 平成 22.6. 9 | 七 尾 | 寺分 努 | 羽咋郡宝達志水町小川ハ 32 番地 | 事務所所在地変更 |

●退 会 者（5名）

| 退会年月日 | 所属支部 | 氏 名 | 退会理由 |
|------------|------|-------|------|
| 平成 22.1.31 | 加賀 | 下 登志博 | 廃 業 |
| 平成 22.3.19 | 金 沢 | 片田外美三 | 廃 業 |
| 平成 22.3.31 | 金 沢 | 岡山 生八 | 廃 業 |

| 退会年月日 | 所属支部 | 氏 名 | 退会理由 |
|------------|------|-------|------|
| 平成 22.3.31 | 金 沢 | 清川 信弘 | 廃 業 |
| 平成 22.6.10 | 金 沢 | 田中 宗治 | 廃 業 |



新しく事務局に入りました。
よろしくお願ひします。

澤野 有希子

初めまして。ご縁がありまして 6 月 1 日より事務局で勤めさせて頂くことになりました澤野有希子です。

現在 2 ヶ月が過ぎ、一進一退しながらではありますが、役員
の先生方や山本さんにご指導していただき、勤めております。
まだまだ至らないことばかりですが、早くお役に立てるよう一
生懸命頑張りたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

退職のごあいさつ 武内 利枝

この度、5 月 20 日で定年退職により事務局を辞することになりました武内です。お世話になった会員の皆様にご挨拶出来なくて、大変失礼なことと心苦しく思っておりました。

平成 10 年 8 月から勤務をさせて頂き、本当にお世話になり、有難うございました。振り返れば 11 年 10 ヶ月は社会人人生で一番長く勤務し、思い出も沢山ある場所でした。

今後の皆様のご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げます。



編集後記

広報部会の中に入れて頂いて、はや2年目となりました。会員の資質向上や新しい情報を提供できるよう、また、市民、県民の皆様の相談に正確に対応できる情報や行政書士会の活動が少しでも分かっていたらいいような記事の内容充実を思っ部員一同参加させて頂いています。先頃、役員・理事・支部長合同会議が開かれ、活発な意見が出されました。パソコンを活用した情報・通信社会を目指していますが、まだ、こうした広報誌を通じての情報と意見交換、直接お顔を見て意見交換することの大切を感じます。しかし、課題によっては、パソコンを通じて遠方の方と意見交換ができる新しい体制について、対応できる柔軟な発想もまた、時代の要請として、研修しつつみんなで取り組む問題だと感じました。

今年も暑い夏を乗り切って、充実した毎日を送りたいと思います。今後とも、広報部員が一丸となって、「会報いしかわ」の内容充実に向けて頑張りたいと思っています。この会誌を会員皆様の業務遂行の一助にして頂ければ幸いです。会員の皆様のご協力とご指導をよろしくお願い致します。(古川記)

会報いしかわ 第48号

発行日 平成22年8月25日
発行人 会長 宮川 外茂次
 広報部長 河越 俊雄
発行所 石川県行政書士会
 〒920-8203
 石川県金沢市鞍月2丁目2番地
 石川県繊維会館3階
 TEL (076)268-9555
 FAX(076)268-9556

E-mail: office@ishikawagyousei.org
URL: <http://www.ishikawagyousei.org/>

官公署に提出する書類、
権利義務・事実証明に関する書類の作成は
行政書士の業務です。



【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可 ○指名願・経営規模等評価申請 ○宅建業免許
- 産業廃棄物処理業許可 ○法人設立 ○医療法人設立認可
- 貨物自動車運送事業許可 ○入管・帰化申請
- 告訴状・告発状作成 ○相続・遺言に関する事項
- 自動車の登録・車庫証明 ○農地法の許可 ○開発許可